

インターネットの功罪

— 利便性と身近にひそむ危険性

インターネットは今や水道や電気などのインフラと同じくらい私たちの生活に欠かせないものとなりました。

パソコンやスマートフォンなどで情報をいつでも、どこでも、すぐに入手できます。最近では、自分で動画を撮ったり、写真をSNS上に掲載したり、自分自身で表現、発信が可能な時代となりました。

インターネットの普及により、町で実施している事業でも多く活用されています。便利になった一方で、インターネットの危険性についても指摘されています。

本号では町のインターネットを活用した事業や身近に潜む危険性について紹介いたします。

くらしを豊かにする
インターネット

インターネットの発達により、町では、インターネットを活用した事業が普及しています。子育て支援では、スマートフォンアプリによる子育ての記録など、小中学校の学習では、一人一台の端末が配布され授業で活用されています。

また、2年前には、I P告知端末機が更新され便利な機能が追加されました。

G I G Aスクール構想で学びに変化

G I G Aスクール構想とは、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現に向けて、児童・生徒一人一台の端末を与え、学びを充実させていくものです。

本町においても小中学校の児童・生徒にタブレット端末が配付されました。昨年5月から、授業で活用されています。



子育てに役立つ

妊娠期から子育て期のお父さん、お母さんを支援するアプリ「母子モ」の月形町版「つきのこ」が昨年4月から利用できるようになりました。

予防接種のスケジュール管理や子どもの成長記録、おじいちゃん・おばあちゃんなど離れた家族とのデータの共有も可能です。町で実施している子育てに関するイベントなども知らせてくれます。アプリをまだダウンロードされていない子育て中の方は、下記のQRコードからダウンロードできます。



▲つきのこ

さまざまな機能が搭載 I P告知端末機

既に皆さんご存知ですが、月形町内の各世帯にI P告知端末機が設置されています。町からのお知らせのほか、交通機関の情報や天気、町のホームページもご覧になれます。

I P告知端末機で配信される情報は、スマートフォンアプリ「JC-Smart」からでも見ることができます。右記のQRコードからダウンロードできます。



APP Store版 Google play版

⚠️ 最近増えているお問い合わせ

▶ I P告知端末機の画面が固まる不具合

→ コンセントを抜き差しして再起動してみる。

それでも直らない場合は、総務課危機管理係

☎ I P 53・2321へ



扱いには注意！ 子どものスマホやパソコン

現代の子どもは、生まれたときからインターネットがそばにあり、当たり前のように接しています。前ページでもあるように学習においても身近に活用されています。

内閣府による「青少年のインターネット利用環境実態調査」では、小学生の40%が子ども専用のスマートフォンを所持していることがわかりました。また、中学生では、81・8%が所持しているという結果が出ています。主な用途は動画の視聴やゲーム、SNSなどのコミュニケーションが多くなっています。



インターネットに接する機会も多くなることから、さまざまな被害も増えています。子ども自身も注意するとともに、保護者の皆さんもお子さんのスマートフォンやパソコンなどの扱いには十分に気を付けましょう。

子どものネットトラブルには注意！

過度な使用は控えて

友人とメッセージアプリで夜遅くまで、使いすぎていませんか。学校で遅刻や居眠りなど生活習慣の乱れや睡眠不足を引き起こします。



SNSの投稿内容は大丈夫？

匿名だからといって、気の緩みでも誹謗中傷の書き込みをしてはいけません。怒りの感情は自然なことですが、感情の勢いで投稿しないようにしましょう。



ネット上の情報はデマもある

知りたい情報は検索すれば、すぐ出てきますが、その情報は正しいでしょうか。中には、悪意やウソの内容も。他の情報と比較する、情報の発信源を確認する、その情報はいつのものかなど確認したうえで、判断しましょう。

著作権に注意

マンガを撮影し、投稿することや違法な配信サイトで音楽や動画を私的に利用しても民事・刑事罰の対象となります。画像やイラストはフリー素材を利用するなど利用条件を確認しましょう。



投稿・発信には注意

SNS^{*1}では、写真や動画を発信することで誰でも自己表現が可能です。一方で、面白いと思って悪ふざけや不適切な行為を発信して、個人が特定され、罪に問われることもあります。

ゲーム課金^{*2}やフリマアプリ^{*3}に注意

ゲームやアプリには、課金するタイプのものがあり、高額請求には注意が必要です。また、フリマアプリで物を勝手に売り買いするなど、お金に関わるトラブルにも気を付けましょう。



※1 ソーシャル ネットワーキング サービス Social Networking Service の略。ネット上で個人間のコミュニケーションができるサービス

※2 インターネット上でゲームをするために支払をすること

※3 個人間で商品を売買できるサイトまたはアプリ



岩見沢警察署月形駐在所
所長 小田嶋 健一さん

インターネットに関わる相談件数は、月形を含む岩見沢署管内において、昨年で83件と、多くの方から相談が寄せられています。

その手口は、大手宅配業者をかたり、「荷物を届けましたが不在でしたので、ご連絡ください」という不在通知メールを送り、個人

気を付けて！サイバー犯罪の手口が巧妙化

情報を引き出す手口や大手通販サイトを装い「商品代が未納なので、支払をお願いします」というメールが届くものでした。通年で特に多いのが、携帯電話やスマートフォンのショートメッセージに「アカウントに異常がある」という警告が送られ、個人情報を引出させようとする手口です。

こうしたメールなどには「解約はこちら」、「詳細は以下のURLへ」などと誘導し、本物そっくりな偽のサイトへアクセスさせ、個人情報を引き出します。

被害を未然に防ぐためには、次のことを行いましょう。

- ・怪しいと思うメールなどのURLやバナーはクリックしない
- ・ネット上で個人情報を入力するときは、正規のサイトから入力すること

メールやメッセージが届き「変だな、おかしいな」と思ったら、ご家族に相談してみることや警察までご連絡ください。

IPでも消費者被害について、お知らせしています。ご覧ください。また、岩見沢警察署と岩見沢市・三笠市・月形町の4者でサイバーセキュリティに関する協定を締結しています。自治体と警察が情報共有し、対策など行っています。